

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 石川労働局総務部長 秋葉 大輔 (以下「甲」という。)と、○○○○○○○○○○○○○○○○ (以下「乙」という。)とは、「令和7年度 金沢公共職業安定所ほか4箇所を使用する電気の需給」に関し、下記条項により契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙『仕様書』等に基づき、以下の各需要場所で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

- ・ 金沢公共職業安定所 (金沢市鳴和1-317-1)
- ・ 白山公共職業安定所 (白山市西新町235-8)
- ・ 七尾地方合同庁舎 (七尾市小島町西部2)
- ・ 加賀地方合同庁舎 (加賀市大聖寺菅生イ78-3)
- ・ 穴水地方合同庁舎 (鳳珠郡穴水町川島キ84)

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時までとする。

(契約電力及びその変更)

第3条 契約電力は、各需要場所のその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議により契約電力を定める。

(契約金額)

第4条 契約金額は次のとおりとする。なお、以下の料金単価には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

部 所	基本料金単価 (消費税込)	電力量料金単価 (消費税込)	
		夏季	その他季
① 金沢公共職業安定所	〇, 〇〇〇円/kW・月	〇〇. 〇〇円/kWh	〇〇. 〇〇円/kWh
② 白山公共職業安定所	〇, 〇〇〇円/kW・月	〇〇. 〇〇円/kWh	〇〇. 〇〇円/kWh
③ 七尾地方合同庁舎	〇, 〇〇〇円/kW・月	〇〇. 〇〇円/kWh	〇〇. 〇〇円/kWh
④ 加賀地方合同庁舎	〇, 〇〇〇円/kW・月	〇〇. 〇〇円/kWh	〇〇. 〇〇円/kWh
⑤ 穴水地方合同庁舎	〇, 〇〇〇円/kW・月	〇〇. 〇〇円/kWh	〇〇. 〇〇円/kWh

※上記単価から基本料金に対する割引率を〇% (力率100%の場合) とする。

※電力量料金に対する割引率を〇%とする。

※再生可能エネルギーに係る料金単価〇円/KWh を使用電力量に対する単価に含む。

- 2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 3 乙の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上価格を改定できる。

(契約保証金)

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(使用電力量の増減)

第7条 甲の各需要場所における電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第8条 計量日は、原則として毎月1日とし、乙は、計量日に記録された値の読みにより、各需要場所における使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を1月として算定する。

- 一 本契約書第12条に基づく供給の停止もしくは第27条に基づく契約の解除が行われた場合。
- 二 本契約書第3条により契約電力の変更をした場合。

(料金の算定)

第10条 各需要場所の1月の料金は、第一号に定める基本料金、第二号に定める電力量料金及び第四号に定める再生可能エネルギー供給に係る金額並びに第五号に定める燃料費調整額の合計金額（以下「本体料金」という。）に、第六号に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとする。

ただし、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費の調整及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金は、乙の定める最新の「電気需給約款」（以下「約款」という。）によるものとし、第三号により本体料金の割引を行う場合は、割引対象となる基本料金と電力量料金の合

計金額から割引額を減算する

一 基本料金

基本料金単価×契約電力

二 電力量料金

電力量料金単価×使用電力量

三 割引額

基本料金×○%（力率100%の場合）

※力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

※割引対象額の算定上電力量料金は、燃料費調整額の差し引き及び加算する前の金額とする。

なお、割引対象額に再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

四 再生可能エネルギー供給に係る金額

再生可能エネルギー料金単価×再生可能エネルギー電力量

再生可能エネルギー電力量は、使用電力量×30%（小数点以下四捨五入）以上とする。

五 燃料費調整額

乙が別に定める燃料費調整単価に基づき次のとおり算定する。

燃料費調整単価×使用電力量

なお、本契約における燃料費調整単価は、石川県を供給区域とする電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める算式によって算定された額を超えない範囲とする。

六 再生可能エネルギー発電促進賦課金

乙が別に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に基づき次のとおり算定する。

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

（日割計算）

第11条 乙は、本契約書第9条各号に定めるいずれかの事象が発生した場合は、以下によりその本体料金を算定する。

一 基本料金は、乙の定める最新の「約款」により日割計算を行う。

二 電力量料金及び燃料費調整額は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて乙の定める約款により算定する。

三 前二号により難しい場合は、甲及び乙協議の上、前二号に準じて算定する。

2 本契約書第9条第一号の場合により日割計算をするときは、停止解除日を含み、停止日及び契約の解除日を除くものとする。

また、本契約書第9条第二号の場合により日割計算をするときは、変更後の契約電力、基本料金単価、電力量料金単価、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、変更のあった日から適用し算定する。

（供給の停止）

第12条 乙は、各需要場所につき、甲が次の各号の一に該当する場合には、該当する需要場所について甲に対する電気の供給を停止できるものとする。

- 一 甲の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
 - 二 甲の需要場所内の乙の電気工作物を故意に損傷し、又は亡失して、乙に重大な損害を与えた場合。
- 2 乙は、甲が次の各号の一に該当し、乙がその旨を警告しても改めない場合には、甲に対する電気の供給の停止をできるものとする。
- 一 甲の責めとなる理由により保安上の危険がある場合。
 - 二 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合。
- 3 乙は、第1項から第2項によって、電力の供給を停止する場合に、乙の供給設備又は甲の電気設備において、供給停止のための適切な措置を行うことができるものとする。
- なお、この場合には、甲は必要に応じて乙に協力することとする。

(供給の中止若しくは制限)

- 第13条 次の各号の一に該当する場合には、乙は、該当する需要場所について電力の供給を中止若しくは制限することができるものとする。
- 一 異常湧水等により電力の需給上やむを得ない場合。
 - 二 乙の電気工作物に故障が生じ又は故障が生じるおそれがある場合。
 - 三 乙の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
 - 四 非常変災の場合。
 - 五 その他保安上必要のある場合。
- 2 前項の場合には、乙は予めその旨を甲に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(契約電力の変更又は契約の解除等に伴う料金の精算)

- 第14条 契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内に行われる場合には、甲は需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として、使用が1年未満となる契約電力の減少分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につき甲が乙に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を別途乙に支払うものとする。
- なお、それぞれの場合における契約電力の減少分に該当する使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按分した使用電力量の内残余分に該当する電力量とする。
- 2 本契約を解約しようとする場合、甲または乙は、解約日の3ヶ月前までに、書面にて相手側に通知するものとする。ただし、甲が本契約の有効期間中に解約を申し出る場合、甲は本供給開始日（ただし、第1条の1項による更新後はその契約更新日）から解約日までの合計電気料金（ただし、燃料費調整額と再生可能エネルギー賦課金を除く）の20%に相当する金員を乙に対し支払うものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為。
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- 五 その他前各号に準ずる行為。

（再委託）

第17条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第18条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第17条第2項のただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第19条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は

名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、届出を要しない。
 - 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - 三 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（表明確約）

- 第20条 乙は、第15条及び第16条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、第15条及び第16条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

- 第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

- 第22条 甲は、第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(需給契約消滅後の債権債務関係)

第24条 需給契約期間中に発生した各需要場所の料金その他の債権債務は、各需要場所の需給契約の消滅によって消滅しない。

(料金の支払及び遅延利息)

第25条 乙は、第8条に定められた検査終了後、第3条に定める契約電力に第4条第1項に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た金額とする。)に、当該月における使用電力量に同項に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額(ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた金額又は減じた額とする。)及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。)を、各需要場所の1月ごとに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払うものとする。ただし、乙の定める約款において、約定期間と異なる期間(以下「支払期間」という。)の定めのある場合は、約定期間に優先して支払期間を適用する。

3 甲が、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

4 前項にかかわらず、第2項但書による場合は、乙は、乙の定める約款により算出した遅延料金額を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、あらかじめ相手方の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項で定める業務上知り得た秘密とは、本契約に関わる一切の内容のことをいう。

(甲の契約の解除権)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、需要場所の一部において違反行為が発生した場合には、契約の全部について解除することはできない。

一 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと甲が認めたとき。

二 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正行為があったとき。

三 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

四 第26条の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約の解除に伴い必要な費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(乙の契約の解除権)

第28条 乙は、甲がこの契約の条項若しくは仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合には、これを解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴い必要な費用は、甲の負担とする。

(違約金)

第29条 乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、契約を解除した需要場所の当該月から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第4条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と、第3条に定める契約電力に第4条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額とを合算した額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第30条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(定めのない事項)

第31条 本契約条項に関し疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、乙の定める約款により、約款に記載のない事項については甲乙協議の上決定するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第32条 本契約に関し紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は、必要に応じ協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第33条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第一号若しくは第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったこと

が判明したとき。

四 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

五 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第三号又は第四号の事実を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第34条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第一号若しくは第二号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号の規定による刑が確定したとき。

五 前条第1項第三号、第四号又は第五号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、前項第四号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第4項の規定による納付命令(独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用がある場合に限る。)を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消

された場合であっても影響を及ぼさない。)

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第35条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第36条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(契約の解除等)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第38条 第37条の規定により甲が契約を解除した場合に、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(存続条項)

第39条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第20条、第22条、第25条第3項、第26条、第30条、第32条、第34条、第35条、第38条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 石川県金沢市西念3丁目4番1号
支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 秋葉 大輔 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○

○○ ○○ 印

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 19 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	石川県〇〇市・・・	円	
B			
C			

